

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第72号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第1条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和25年岩手県条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5条 第2条の規定による届出書又は許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者及び第1条第1項若しくは第2項の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第2項ただし書の規定による条件又は同条第4項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は扇動者は、これを1年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。	第5条 第2条の規定による届出書又は許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者及び第1条第1項若しくは第2項の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第2項ただし書の規定による条件又は同条第4項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は扇動者は、これを1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の支払の差止め) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) [略]	(退職手当の支払の差止め) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する規則で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する規則で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退

職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 [略]

2・3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑

職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 [略]

2・3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上

<p>に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 [略]</p>	<p>の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(県立自然公園条例の一部改正)

第3条 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(罰則)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第4条 心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年金の支給停止)</p> <p>第9条 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間は、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>懲役又は禁固の刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(年金の支給停止)</p> <p>第9条 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間は、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(屋外広告物条例の一部改正)

第5条 屋外広告物条例(昭和46年岩手県条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略]	第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県自然環境保全条例の一部改正)

第6条 岩手県自然環境保全条例(昭和48年岩手県条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第36条 第18条(第24条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略]	第36条 第18条(第24条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(青少年のための環境浄化に関する条例の一部改正)

第7条 青少年のための環境浄化に関する条例(昭和54年岩手県条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第29条 第18条から第18条の3までの規定に違反した者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 第10条第3項、第10条の2第2項、第10条の3第3項又は第11条第1項の規定に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 3 第10条第9項(第10条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円	第29条 第18条から第18条の3までの規定に違反した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 2 第10条第3項、第10条の2第2項、第10条の3第3項又は第11条第1項の規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 3 第10条第9項(第10条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円

下の罰金に処する。 4～6 [略]	以下の罰金に処する。 4～6 [略]
----------------------	-----------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第8条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成6年岩手県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第12条 第6条第1項又は第2項の規定に基づく命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。 2 [略]	(罰則) 第12条 第6条第1項又は第2項の規定に基づく命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(砂防法施行条例の一部改正)

第9条 砂防法施行条例（平成11年岩手県条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は2万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略]	(罰則) 第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は2万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部改正)

第10条 公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成11年岩手県条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第12条 第8条又は第9条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 常習として第8条又は第9条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第12条 第8条又は第9条の規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 2 常習として第8条又は第9条の規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。

<p>第13条 [略]</p> <p>2 常習として第7条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 常習として第2条から第6条まで又は第10条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第13条 [略]</p> <p>2 常習として第7条第1項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 常習として第2条から第6条まで又は第10条の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部改正)

第11条 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第95条 第12条、第17条第1項、第27条、第30条第1項、第30条の2、第41条第2項、第50条第2項、第53条第2項又は第74条第1項の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は15万円以下の罰金に処する。</p> <p>第97条 第9条第1項、第11条第1項、第24条又は第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は15万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第95条 第12条、第17条第1項、第27条、第30条第1項、第30条の2、第41条第2項、第50条第2項、第53条第2項又は第74条第1項の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の拘禁刑又は15万円以下の罰金に処する。</p> <p>第97条 第9条第1項、第11条第1項、第24条又は第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の拘禁刑又は15万円以下の罰金に処する。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部改正)

第12条 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例(平成13年岩手県条例第76号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p>	<p>(罰則)</p>

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略] 2・3 [略]	第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略] 2・3 [略]
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正)

第13条 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例(平成14年岩手県条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略]	第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略]
第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略]	第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(循環型地域社会の形成に関する条例の一部改正)

第14条 循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第34条 第20条第7項、第20条の3第1項又は第23条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第34条 第20条第7項、第20条の3第1項又は第23条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県統計調査条例の一部改正)

第15条 岩手県統計調査条例(平成20年岩手県条例第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以	(罰則) 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円

<p>下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第17条 第14条第1項に規定する者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第17条 第14条第1項に規定する者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県暴力団排除条例の一部改正)

第16条 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第24条 第12条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第24条 第12条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県行政不服審査会条例の一部改正)

第17条 岩手県行政不服審査会条例（平成28年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第10条 第3条第4項（第5条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第10条 第3条第4項（第5条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(公文書の管理に関する条例の一部改正)

第18条 公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第51条 第33条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第51条 第33条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部改正)

第19条 岩手県情報公開・個人情報保護等審査会条例(令和4年岩手県条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第18条 第5条第4項(第7条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第18条 第5条第4項(第7条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県議会個人情報の保護等に関する条例の一部改正)

第20条 岩手県議会個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第59条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第59条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第60条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第60条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
第61条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第61条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。  
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役が含まれるときは、当該刑は、その刑と長期及び短期を同じくする拘禁刑とする。  
(人の資格に関する経過措置)
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。  
(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第16条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。